

## 小売店における商慣習見直し取組促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、小売店における商慣習見直し取組促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、食品流通段階の商慣習を見直して食品ロス削減に取り組む商慣習見直し宣言事業者の活動を推進するため、小売店における商慣習見直し取組促進事業実施要領に定める要件を満たし採択された事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象経費及び補助率、補助金の限度額は別表に定めるとおりとする。

(交付申請書の様式等)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書(様式第1号)に添付すべき書類の様式は、次の表のとおりとする。

書類	様式	部数	提出期限
事業計画書 収支予算書	様式第2号 様式第3号	1部	別に定める

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金にかかる消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本事業の内容又は本事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の変更については、この限りではない。
- (2) 本事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。

(実績報告書の様式等)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書(様式第4号)に添付すべき書類の様式は、次の表のとおりとする。

書類	様式	部数	提出期限
実施報告書 収支決算書	様式第5号 様式第6号	1部	事業完了の日から30日以内又は、当該年度の末日のいずれか早い日

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び特別消費税に係る仕入控除額報告書(様式第7号)により知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずることができる。

(財産の管理)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、台帳（様式第8号）を備え管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第9条 取得財産等のうち、取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 知事は、取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。